

電源トラッキング制度、電源表示、非化石証書についての意見

令和 3 年 3 月 29 日

再生可能エネルギー規制総点検タスクフォース

大林ミカ、川本明、高橋洋、原英史

本年 2 月 4 日に開催された第 4 回タスクフォース以降、大口需要家の非化石証書の直接購入や FIT 非化石証書の最低価格の見直し、再生可能エネルギー発電事業者と需要家の直接契約等、一部提言については様々な審議会では議論が行われ、検討が進められている。

一方で、需要家や消費者が再生可能エネルギーを選択する際に不可欠な制度や情報であるトラッキング制度や適切な電源表示・公開の仕組みが整備されていないという根本的な問題については、未だ解決の目途が立っていない。

再生可能エネルギーの利用拡大は世界的な流れである。企業や一般消費者などの需要家が再生可能エネルギーの電力を自由に選択・利用することが可能となり、またそうした利用を通じて再生可能エネルギーの最大限の導入を実現すべく、改めて以下を提言する。

1. 電源情報のトラッキング

電源トラッキング制度は、電力市場においてあらゆる価値の証明の基礎となる重要な制度であり、欧州では 20 年も前に導入されている。再生可能エネルギーの積極的な利用を目指す国際的なイニシアチブ RE100¹でも、電源トラッキングは必須条件とされている。今後国際基準と整合性を持たせるためには、直ちにトラッキングシステムを構築する必要がある。現在、非化石証書と結びつける形での証書トラッキング実証は進められているが、そもそもの電源トラッキング制度の導入についてのスケジュールは明示されていない。2021 年度中のトラッキングシステム構築に向け、全体工程表を至急示すべきである。

2. 電源表示の問題

電力の需要家が、価格以外に、発電場所、電源の種類等の情報提供を受けることは、小売電気事業者や電力メニューを選択する際に必須の条件であり、また、消費者の選択肢拡大を目指していた電力自由化の当然の帰結である。こうした措置は、消費者保護の根幹をなすもので、電力自由化の進展に従い、欧州では 2003 年から電源表示を義務化、米国でも多くの州で義務化がなされている。また、電源情報だけでなく、需要家や消費者にとって関心が高い、二酸化炭素の排出量や放射性廃棄物に関する情報の表示もなされており、日本でも消費者にとって必要な情報が全て提供されるよう、表示の義務化がなされるべきである。

¹ 英国の Climate Group と CDP が主導する、大企業の自然エネルギー利用を進めるキャンペーン。Apple や Google などが参加し、自然エネルギー利用を拡大している。CDP ジャパン「RE100 技術要件 (Criteria) 再エネ電力の調達手段についての技術ノート 2018 年 1 月」

3. 非化石価値市場のあり方

第4回タスクフォースでは、世界に「非化石価値」なるものを取引する官製市場は存在しないこと、そもそも再生可能エネルギーと原子力を同様に「非化石」として取引する制度も存在しないこと、また、日本の企業や一般消費者などの需要家が購入を希望しているのは再生可能エネルギーであり「非化石価値」ではないことを指摘した。

非化石証書における問題の一つは、脱炭素が世界的な動きとなる中で、国際的に通用させるのが難しいことだ。タスクフォース提言後、現在経済産業省では、「再生可能エネルギー証書」(FiTのみ)の創設や需要家の参加などの新しい提案が考えられているが、非化石価値市場を前提とした上で営々と進められる作業となっており、需要家のニーズを正確に反映できていない。

これは、非化石価値市場が「エネルギー供給構造高度化法」(「高度化法」、2009年)の義務を達成するための方策として作られたもので、小売事業者の義務達成と紐付けられていることに主因がある。まずは高度化法の達成義務と、今後創設が予測される「再生可能エネルギー証書市場」との切り分けを行うべきである。高度化法は、電気、ガス、石油事業者などに対して、化石燃料から非化石燃料への利用を促すものだった。その後、電力システム改革の進捗により、多くの小売事業者が市場に参加することとなり、小売事業者に達成義務が課されることとなったが、総括原価で建設された水力や原子力を持つ発電一体の大手電力に対して経済的利益を悉く移転させる仕組みであり、購入する側に回る小売事業者との公正な競争環境の整備に反する。他で設計されている容量市場、ベースロード市場も含めて、購入するのは小売事業者である。高度化法の目的の一つが、電力における化石燃料の利用を抑えることを目指すことであれば、発電事業者に供給電力を再生エネルギーとする義務付け、それに違反した場合にペナルティを課す制度とすべきであり、小売に義務を課すのは適切ではない。

こうした根本的な変更の実施について再考を求めると共に、現在の経済産業省での議論については以下を提案する。

提案 1.

大口需要家も参加する「再生可能エネルギー証書市場」が設立されるならば；

- ・ FiT電源だけでなく、FiT以外の再生可能エネルギーも対象とする市場とする。その場合、市場で販売するのか相対で取引するのか、発電事業者自らが選べる制度とする(卒FiT、FiPについては、資金の流れは発電事業者へ還流する)。また、市場ではマルチプライスでの取引を行う
- ・ 証書の最低価格・最高価格の設定を撤廃し、売入札・買入札情報(量と価格)を公開する
- ・ すべての証書にトラッキング(発電源、発電場所、発電量の追跡)を適用し、明示する
- ・ 電力と証書を切り離した取引を可能とする

- ・ 前述と重なるが、需要家に証書の相対取引を認め、自ら求める証書を購入できる「バーチャルPPA」の考え方を適用する

提案 2.

- ・ 一方で、原子力や大型水力など非FiTの電源の証書の購買は発電事業者の収入につながるものであり、費用負担調整機構に納付され、将来的なFiT賦課金の低減という形で需要家に還元されるFiT電源の証書販売収入とは資金の流れが根本的に異なる。原子力や大型水力は、そもそも総括原価で建設された発電設備であり、証書としての収入は、単に既存電源の追加的な補助金でしかない。原子力の廃炉費用等は原子力の電気を使用したすべての消費者が負担するものとして託送料を通じた回収が続いているが、そうであれば、環境価値も当然消費者に帰属すべきである。しかしながら、あくまでも証書として販売するのであれば、以下を提案する。
- ・ これら電源は、すべて市場で取引することとし、相対取引は認めない。また、原子力と水力は、それぞれ入札を実施、それぞれのシングルプライスで取引を行う
- ・ すべての証書にトラッキング（発電源、発電場所、発電量の追跡）を適用し明示する。原子力については、現在の「非FiT非再エネ」ではなく、原子力証書と明記する
- ・ 証書の最低価格・最高価格の設定を撤廃し、売入札・買入札情報（量と価格）を公開する
- ・ そうして、その販売収入は、電力会社の中で明確に区分整理し、こうした電源維持のための補填に使われることなく、新しい「再生可能エネルギー電源」への投資に使うことが望ましい

また、環境価値に伴う証書の購入費用を全て税務上費用化できるようにすることについては議論が進んでいないため、需要家の再生可能エネルギー利用が拡大するよう、検討を進めて頂くよう、改めて要請する。

以上